

(報酬の返還)

第8条 丙が採用決定後に、乙の責めに帰すべき事由によらずに退職した場合、または解雇された場合には、乙は何らの責任を負わないものとする。但し、丙が入社後3ヶ月以内に丙の都合により退職した場合、乙は6条の紹介手数料を次の通り甲に返還するものとする。

1ヶ月以内…80% 2ヶ月以内…50% 3ヶ月以内…30%

(個人情報保護及び秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材(採用に至らなかった者を含む)の個人情報を漏洩させないように、万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止する。

2 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄をしなければならない。

(有効期間及び有効期間満了後の秘密保持等)

第10条 本契約の有効期間は20 年 月 日から20 年 月 日までとする。
ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに甲・乙のいずれからの特段の申し入れがないときは、さらに1年間同条件で更新するものとする。

(信義則)

第11条 本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

20 年 月 日

甲：

乙： 東京都豊島区南池袋一丁目13番21号
株式会社デザインネットワーク
代表取締役 栗 原 宏